

令和7年10月8日

課 名：建築都市部建築指導課
内 線：4678
担 当：衣川、河原畑

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者：
熊本県人吉市西間上町2479-1
丸昭建設株式会社
- 指名停止の期間：
令和7年10月8日 ～ 令和7年11月7日（1ヵ月間）
- 事実概要：
丸昭建設株式会社は、令和6年12月23日、熊本県人吉市中神町の護岸工事現場において、現場代理人が重機を用いて行う作業と、労働者たる被災者が同重機のバケットから生コンをかき出して締め固め、又はならす等の作業を同一場所で行うに当たり、重機のバケットが被災者に接触しないように連絡及び調整する必要があったにもかかわらず、これを行わず、前記各作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害を防止するための必要な措置が講じられていなかったことにより、現場代理人が操作する重機のバケットと土手の間に労働者が挟まれ、負傷する事故が発生した。この件に関して同社に対し、人吉簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金20万円の略式命令があり、令和7年8月20日、その刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するため、熊本県から監督処分（指示処分）を受けた。
これらの事実は「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第11号に該当する。
- 指名停止の理由：
「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第11号に該当することから、指名停止1ヶ月間とする。

【建設業法第28条第1項】

（指示及び営業の停止）

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（略）に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

【指名停止措置要綱 別表その2第11号】

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 11 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内